第２号様式（第７条関係）

番　　　　　号

年　　月　　日

法人名称

代表者職氏名　　　様

香　川　県　知　事

香川県外国人介護留学生受入支援事業費補助金交付決定通知書

　　年　月　日付けで申請のあった香川県外国人介護留学生受入支援事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、香川県外国人介護留学生受入支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の規定に基づき、通知します。

記

１　補助金の交付の対象となる事業は、交付要綱第３条に定める事業であり、その内容は　年　月　日付け提出の申請書記載のとおりである。

２　補助金の額　　金　　　　　　　円

３　実績報告書の提出は、交付要綱第12条の規定に基づき行わなければならない。

４　補助金交付の条件

（１）補助事業者等が香川県補助金等交付規則第５条の２各号のいずれにも該当しないこと。

（２）交付要綱第８条に規定する事項

（３）延滞金

　　　補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、納期日までに納付しなかったときは納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で加算した延滞金を納付すること。ただし、やむを得ない事情があると認めるときは、延滞金の全部又は一部を免除することとする。

（４）立入検査等

　　　補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告を求め、又は、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問することとする。